

# 宇陀市とRIZAPグループ株式会社との包括連携協定書

宇陀市（以下「甲」という。）とRIZAPグループ株式会社（以下「乙」という。）は、宇陀市民（以下「市民」という。）の健康増進、健康寿命の延伸や高齢化による地域課題への対策に関する事業、地方創生等について、相互の連携を強化し、協力して当該事業を進めるため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の綿密な相互連携と協働による事業を推進することにより、地域のニーズに対応し、市民の健康増進及び介護予防等の推進を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 官民連携コンビニジムの設置に関すること。
- (2) コンビニジムを活用した運動習慣の定着に関すること。
- (3) 市民の健康づくりに関すること。
- (4) 市民の介護予防に関すること。
- (5) その他、地方創生及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、包括連携協定実施計画に基づく事業を協働で実施することが有効なものについて連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、前項において連携して取り組むことに合意した事項について、実施時期、実施方法等具体的な内容に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

## （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による連携、協力の検討及び実施により知り得た相手方の非公表事項を第三者（乙においては、乙の関係会社又は乙若しくは乙の関係会社のコンサルタントを除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承認を得た場合、および弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に規定する守秘義務を負うものとする。

## （変更及び解除）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、本協定の内容を変更し、又は解除することができるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月末日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも本協定終了の申出がないときは、有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに、書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月28日

甲 奈良県宇陀市榛原下井足17番地の3

宇陀市長

金剛一智

乙 東京都新宿区西新宿8-17-1

住友不動産新宿グランドタワー36F

RIZAPグループ株式会社

自治体連携担当シニアマネージャー

平井 信五